



改正状況をいち早く把握！  
 現行民法と改正内容が対照されているので、  
 一目で比較可能！

# 速報！ 現行条文比較 債権法改正

編集：東京弁護士会法友全期会 債権法改正特別委員会  
 A5判・単行本・全1巻・164頁 定価：本体1,800円+税

## 目次 (抜粋)

改正民法の理解のために

－公正な市民社会の形成に向けて

はじめに

凡例

第1 公序良俗（民法第90条関係）

第2 意思能力

第3 意思表示

第4 代理

第5 無効及び取消し

第6 条件及び期限

第7 消滅時効

第8 債権の目的（法定利率を除く。）

第9 法定利率

第10 履行請求権等

第11 債務不履行による損害賠償

第12 契約の解除

第13 危険負担

第14 受領遅滞

第15 債権者代位権

第16 詐害行為取消権

第17 多数当事者

第18 保証債務

第19 債権譲渡

第20 有価証券

第21 債務引受

第22 契約上の地位の移転

第23 弁済

第24 相殺

第25 更改

第26 契約に関する基本原則

第27 契約の成立

第28 定型約款

第29 第三者のためにする契約

第30 売買

第31 贈与

第32 消費貸借

第33 貸貸借

第34 使用貸借

第35 請負

第36 委任

第37 雇用

第38 寄託

第39 組合

編集後記

編者プロフィール

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索



## 改正民法の理解のために－公正な市民社会の形成に向けて

民法典が120年ぶりに大改正されます。法制審議会民法（債権関係）部会において、本年8月26日、5年間96回の審議を経て、その要綱仮案がまとめられました。要綱仮案とはいうものの、その完成度からして、今回は、多くの条文が内容的にも形式的にもそのまま来年の通常国会で審議承認され、改正条文となるでしょう。

今回の改正は、市民生活や経済取引の基本をなす契約関係を中心に据えています。そのため、今後の契約締結や契約書の解釈に当たっては、改正民法を正確に理解した対応が求められます。例えば、個人事業主へ融資するにあたって、その事業に従事していない配偶者を連帯保証人にしても、その配偶者が保証の危険性を自覚したうえで保証することを事前に公証人から確認されていなければ、その保証契約は無効です。アパートの賃貸借契約の個人保証も、保証債務の上限である極度額の定めが書面に記載されていなければ無効です。これらは、市民が個人保証により生活を破壊され、時に自殺に追い込まれるという悲劇が繰り返されていることを踏まえて、このような事態に陥ることを回避して、安心して暮らせる公正な市民社会を築こうという趣旨によるものです。

そのため、弁護士のみならず、企業そして一般市民の皆さんも、改正により民法典がどのように具体的に変わるのか、そして、特に注意すべき点はどこにあるのかをいち早くかつ正確に理解していくことが望まれます。

法友全期会が時期を逸することなく、いち早く要綱仮案と現行民法の対照表を発刊し、続けて解説書を出版するというのは、社会に貢献するところが大です。

今回の編集者及び執筆者は、いずれも、弁護士会において委員会等で委員や研究員等として活躍し、自ら改正案を行うなど今回の民法改正を深く理解するエキスパートばかりです。信頼できる書籍として、広く利用されることを願ってやみません。

2014（平成26）年9月

日本弁護士連合会司法制度調査会委員長・財団法人日弁連法務研究財団債権法改正研修主任研究員、  
東京弁護士会法制委員会委員長・東京弁護士会法友会幹事長

弁護士 篠塚 力

# 「弁護士が弁護士のために説く 債権法改正の解説書」(仮称)

A5判・全1巻・単行本／編著：東京弁護士会法友全期会 債権法改正特別委員会

**執筆中！ ご期待ください！**



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640